

ファセンラの治療を受けられる患者さんとそのご家族へ

あなたの喘息治療^{ぜんそく}



監修

帝京大学医学部内科学講座 呼吸器・アレルギー学 教授

長瀬 洋之 先生

この冊子ではファセンラによる治療と
治療費についてご案内をしています。
先生のお話をよく聞いた上で、医療費を確認し、
あなたの喘息治療について検討しましょう。



● 目 次 ●

ファセンラによる治療について …………… P.2

あなたの喘息治療における現状や喘息の原因とともに
ファセンラによる治療をご紹介します。

ファセンラの治療費について…………… P.12

日本における医療費助成制度の概要と
治療費を確認できるサポートサービスをご紹介します。

【資料】医療費助成制度 …………… P.19

「高額療養費制度」「付加給付制度」「医療費控除」など、
助成制度の仕組みや内容、利用方法をご紹介します。

ファセンラによる 治療について

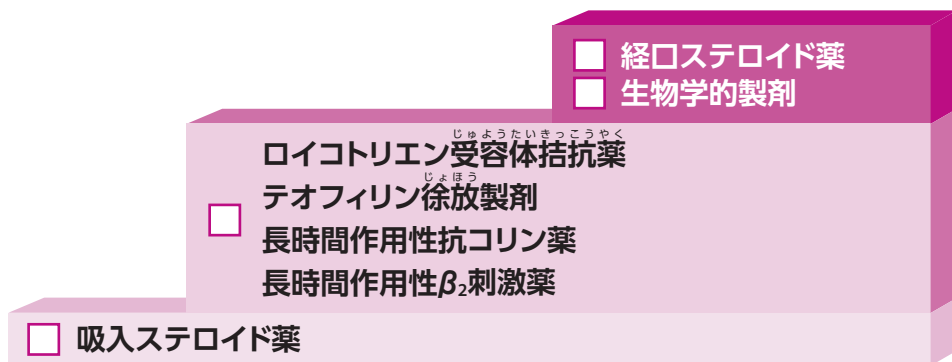
先生から治療のご説明を受ける際の
お手元用資料になります。
後日、ご自身やご家族にて治療を検討される際には、
確認用としてご利用ください。

- あなたの喘息治療の現状……………P.3
- あなたの喘息タイプ……………P.5
- ファセンラの作用と期待される効果……………P.7
- ファセンラによる治療……………P.9
- 注意事項・副作用……………P.10
- 治療目標を考えてみましょう……………P.11

あなたの喘息治療の現状

現在使っている薬

喘息治療は、吸入ステロイド薬を基本の治療薬として、症状のコントロールが良好になるまで、薬を組み合わせる追加の治療をおこないます。



現在のコントロール状態

下記の指標に1つでもあてはまれば、治療の強化が必要です。



吸入ステロイド薬と経口ステロイド薬の違い

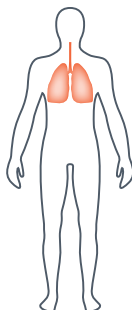
吸入ステロイド薬

特徴

- ・局所に作用
- ・少量の薬剤
(経口ステロイド薬に比較して)

副作用

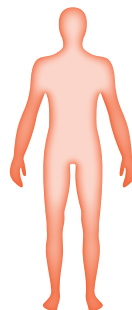
- ・口の中の局所的な症状*など
*声がれ・口腔内カンジダ症



経口ステロイド薬

特徴

- ・全身に作用



喘息症状のコントロールが悪くなり 予定外受診や入院をした場合の医療費

外来受診

8,413円/回

【救急外来受診】 132,754円/回

入院

808,766円/回

あなたの喘息タイプ

あなたの喘息の重症度

下記の条件にあてはまると、重症喘息といわれます。

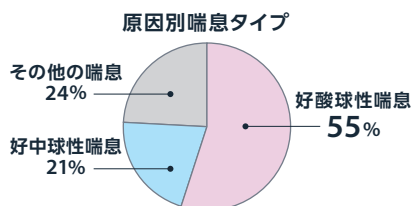
- 高用量の吸入ステロイド薬と他の薬を使用している
- 症状のコントロールが難しい



あなたの喘息は **重症喘息**

あなたの喘息の原因

重症喘息の半数以上が、
こうさんきゅう
好酸球が原因といわれています。



Schleich F. et al: Respir Med. 108(12): 1723-1732, 2014より改変

白血球数 (/ μL) \times 好酸球 (%) / 100

【血中好酸球数】

/ μL

(年 月 日 測定)

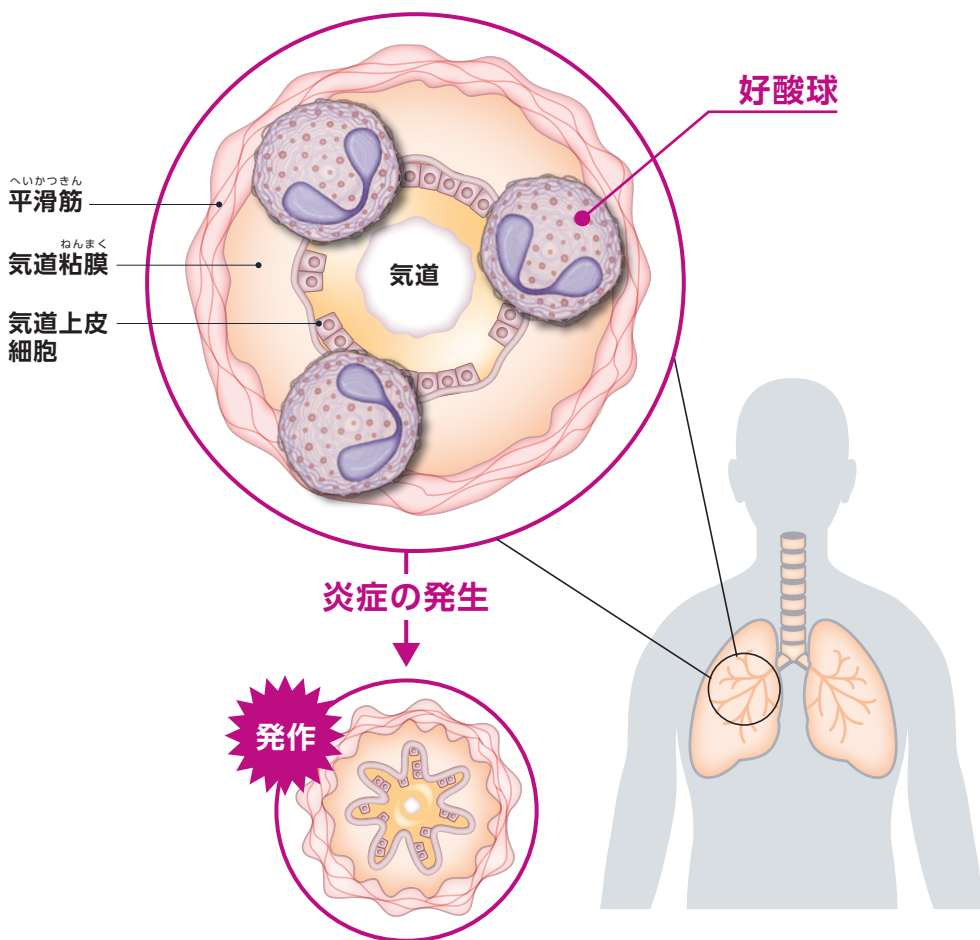


あなたの喘息は **好酸球性喘息*** の可能性が考えられます

*好酸球性喘息: 好酸球数 $150\mu\text{L}$ 以上、または過去の好酸球数が $300\mu\text{L}$ 以上
(Yancey SW. et al: J Allergy Clin Immunol. 140(6): 1509-1518, 2017)

好酸球と喘息の気道炎症

喘息では、白血球の一種である好酸球が^{ほうさんきゅう}増殖して活性化しています。好酸球は^{きどうじょうひ}気道上皮に傷害を与え、炎症を^{かびん}起こし、気道を過敏にします。



ファセンラの作用と期待される効果

ファセンラの働き

- ① 好酸球こうさんきゅうを攻撃するNK細胞を引き寄せ、好酸球を直接除去します。
- ② 好酸球が除去されると、気道の炎症が軽減されます。
- ③ 気道炎症が軽減すると、呼吸せんそくぞうあくが楽になり、喘息増悪ぜんそくぞうあく*のリスクも低減します。

*喘息増悪：緊急受診や入院、3日以上経ステロイド薬の服用が必要な状態

NK細胞

ナチュラル・キラー (natural killer) 細胞と呼ばれるリンパ球 (免疫細胞) で、全身をめぐってウイルス感染細胞やがん細胞などを見つけ、攻撃・破壊してくれる、生まれながらに備わっている体の防御機構です。

IL-5受容体 α

好酸球を活性化させるIL-5が結合する受容体。

ファセンラ

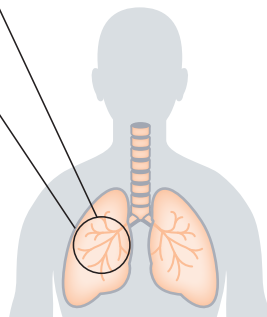
ファセンラはIL-5受容体 α に結合し、IL-5が受容体に結合するのを阻止します。また、好酸球を攻撃するNK細胞を呼び寄せ、好酸球を直接除去します。

除去作用

IL-5 (インターロイキン5)

IL-5受容体 α に結合することで好酸球を活性化させます。

好酸球



ファセンラの治療で期待されること

ファセンラの治療で、好酸球が除去されると、気になっていた様々な喘息症状の改善が期待されます。好酸球数と下記の症状の変化を記録するなど、継続して観察してください。

好酸球の除去¹⁻²⁾

主な変化



喘息増悪*の減少¹⁾

*喘息増悪：緊急受診や入院、3日以上
の経口ステロイド薬の服用が必要な状態



経口ステロイド薬の
服用量の減少²⁾



喘息に伴う
緊急受診や入院の減少²⁾

1) Ohta K. et al.: Allergol Int. 67: 266-272, 2018

2) Nair P. et al.: N Engl J Med. 376: 2448-2458, 2017

ファセンラによる治療と副作用

治療スケジュール

初めの3回は4週に1回、その後は8週に1回、医療機関で皮下注射^{ひか}します。

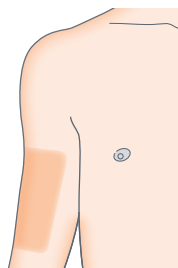


初回投与	2回目	3回目
月 日()	月 日()	月 日()
4回目	5回目	6回目
月 日()	月 日()	月 日()

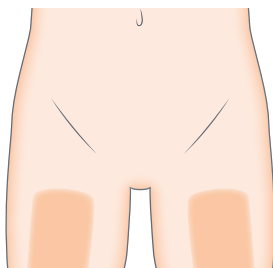
以降8週ごとに投与

投与部位

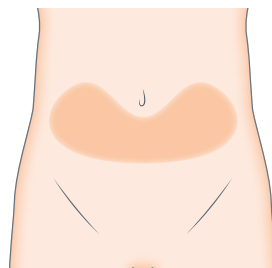
上腕部^{じょうわん}、大腿部^{だいたい}または腹部^{ひか}のいずれかに皮下注射します。



上腕部



大腿部



腹部

注意事項

ファセンラによる治療をはじめても、今まで服用していた薬はこれまでどおり継続して治療してください。また、ファセンラで治療をすると、炎症や発作の原因となる好酸球こうさんきゅうが減り、喘息症状の改善が期待できます。喘息症状が改善したからといって自己判断で中止せず、日々の症状を正しく観察し、治療については必ず主治医と相談してください。

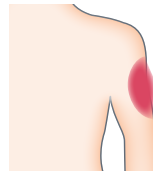


副作用

ファセンラを注射すると、人によっては、注射部位反応や頭痛などいつもと違う体調の変化が起こることがあります。気になる場合は、主治医に相談してください。

注射部位反応とは？

皮下注射の後に、注射した部位が硬くなる、痛む、赤く腫れる、かゆくなるなどの反応が起こることをさします。



赤くなる
かゆくなる
腫れる

【臨床試験でみられた主な副作用】

1%以上10%未満の頻度で発現したのは、頭痛、発熱、注射部位反応などでした。
0.1%以上1%未満の頻度で発現したのは、咽頭炎いんとうえん（咽頭炎、細菌性咽頭炎、ウイルス性咽頭炎、及びレンサ球菌性咽頭炎きゅうじゅんせい いんとうえん）や過敏症反応かびんしょう（蕁麻疹じんましん、丘疹状蕁麻疹きゅうしんじょうじんましん、及び発疹はっしん）でした。

じんましん、血管の腫れ、のどの腫れなどを感じた場合は、速やかに主治医に連絡してください。

治療目標を考えてみましょう

ファセンラの治療をはじめるとあって

あなたは、喘息のために我慢していることや不安に感じていることはありませんか？
喘息がよくなったら、どんなことをしてみたいですか？

ファセンラの治療を始めるにあたって、新しい治療目標を立ててみましょう。



旅行や趣味を
思いっきり楽しむ



夜、ぐっすり眠る



喘息による欠勤
などがなくなる



通院頻度を減らす

小児の患者さんなら



趣味を思いっきり楽しむ



遠足に行く



体育に参加する

あなたの目標を記入してみましょう!

ファセンラの 治療費について

ファセンラの治療費はあなたの年齢や
収入に応じて負担額が変わります*。
どのくらいの費用になるかを理解をした上で、
治療を検討することはとても大切です。

* 高額療養費制度などを利用する際

(2025年5月現在)

- 医療費の助成について…………… P.13
- 医療費助成制度サポートサービス…………… P.16
- 治療費コンシェルジュのご利用方法…………… P.17
- 【資料】医療費助成制度…………… P.19

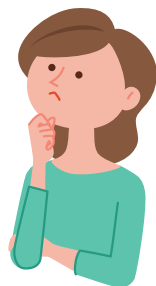
治療費のこと、気になっていませんか？

ファセンラの治療を始めるにあたって、治療費のことが気になっていませんか？

ファセンラは高価な医薬品ではありますが、医療費助成制度を利用することで、喘息治療に係る医療費の自己負担を抑えることができます。

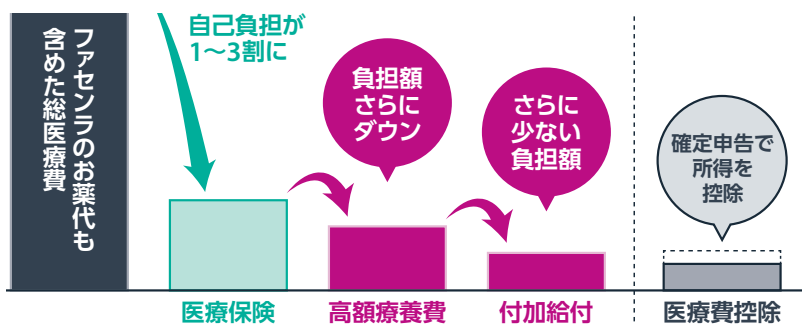
主な医療費助成制度として、「高額療養費制度」「付加給付制度」「医療費控除」などがあります。

また、ほとんどの自治体(市区町村)において独自の医療費助成制度が設けられています。



あなたが使える制度を確認しましょう

● 医療費助成制度を利用した場合の治療費のイメージ

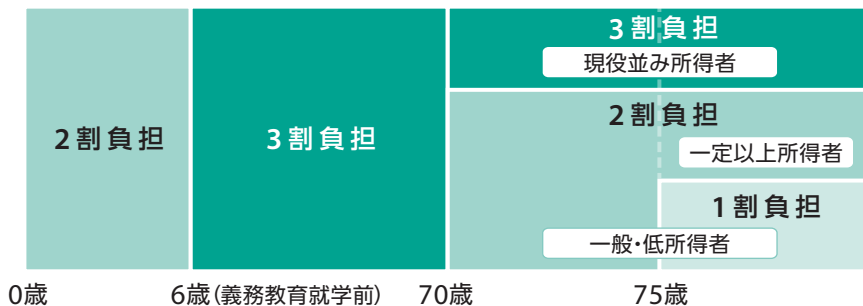


※このグラフはイメージです。制度の適用が受けられないケースもあります。

医療費の自己負担を軽減できるさまざまな制度や仕組みがあります

日本では国民皆保険となっており、すべての人が何らかの公的医療保険に加入していますが、医療費の自己負担割合は1割・2割・3割で、年齢や所得によって異なります。

●医療費の自己負担割合



自己負担額が高額になる場合は、年齢や収入、加入している公的医療保険などに応じて自己負担額を軽減する、さまざまな医療費助成制度が用意されています。

主な医療費助成制度

- [高額療養費制度]** 定められた自己負担上限額を超えた治療費を払い戻す制度
- [付加給付制度]** 組合健保が独自で負担上限額を設定し、超過額を払い戻す制度
- [医療費控除]** 医療費の自己負担が一定額を超えた場合に超過額を所得から控除する制度

小児の患者さんへの助成制度について



小児においては、国が定めた小児慢性特定疾病(2025年4月現在で801疾病)の場合は「小児慢性特定疾病医療費助成制度」が利用できます。

また、小児慢性特定疾病に該当しない場合でも、多くの自治体(市区町村)には独自の医療費助成制度があるので、活用することで自己負担額を軽減できます。

詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

高額療養費制度を利用した自己負担額の例

69歳以下の方のファセンラ治療の自己負担額例*

 **69歳以下**  **年収** 約370万円～ 健康保険・その他：標準報酬月額28万円～50万円
 約770万円 国民健康保険：旧ただし書き所得210万円～600万円 **の場合**

高額療養費制度適用後の自己負担額

約80,000円

こちらの医療費はファセンラの薬剤費のみで算出しています。

「多数回該当」で自己負担がさらに軽減

直近12か月の間に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目から自己負担上限額が引き下げられます。

44,400円

月数 投与回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	初回	2回目	3回目		4回目		5回目		6回目		7回目	
	初回から3回目までは4週(約1ヵ月)に1回の投与				4回目以降は8週(約2ヵ月)に1回の投与							

初回から3回目までの投与金額 1回 約 **80,000円**

4回目以降の投与金額 1回 **44,400円** 隔月投与を月額に換算すると月**22,200円**

70歳以上の方のファセンラ治療の自己負担額例*

 **70歳以上**  **年収** 約156万円～約370万円 標準報酬月額 26万円以下 課税所得 145万円未満等 **の場合**

高額療養費制度適用後の自己負担額

18,000円

月数 投与回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	初回	2回目	3回目		4回目		5回目		6回目		7回目	
	初回から3回目までは4週(約1ヵ月)に1回の投与				4回目以降は8週(約2ヵ月)に1回の投与							

初回から3回目までの投与金額 1回 **18,000円**

4回目以降の投与金額 1回 **18,000円** 隔月投与を月額に換算すると月**9,000円**

*年収によって区分があり、自己負担上限額が変わります。詳しくは21～22ページをご覧ください。

医療費助成制度サポートサービス

治療費の自己負担額を簡単にご確認いただけるサポートサービスをご用意しました。ファセンラ治療開始後のあなたの自己負担額をご確認ください。

スマートフォンで概算金額を確認したい方はコチラ

高額療養費シミュレーター

Webサイト「好酸球性ぜん息外来」にて、治療費のシミュレーターをご利用いただけます。

いくつかの質問にご回答いただくことで、高額療養費制度を利用したファセンラ治療によるあなたの自己負担額*を算出します。

*窓口で実際にお支払いいただく金額は、診察や検査にかかる費用や通院状況などにより、算出された金額から変更となることがあります。

ご利用は
無料です



電話で専門の方から詳しい説明を聞きたい方はコチラ

ファセンラ治療費コンシェルジュ

治療費コンシェルジュは、フリーダイヤルのコールセンターです。

ご利用できる医療費助成制度や高額療養費制度を利用した場合のあなたの費用など、ファセンラ治療による自己負担額をコンシェルジュがお答えします。

ご相談は
無料です

 **0120-228-356**

受付時間：平日・土曜日 9:00～21:00

ご利用方法の詳細は17～18ページをご覧ください



ファセンラ治療費コンシェルジュのご利用方法

STEP 1 平日・土曜日の9:00～21:00までに、
以下のフリーダイヤルまでお電話ください。

 **0120-228-356**

受付時間：平日・土曜日 9:00～21:00 通話・ご相談は無料

●内容について下記の記入欄にチェックやメモをしましょう。

あなたの年齢・おおよその所得区分

70歳以上

	「健康保険・その他」の場合の目安	「国民健康保険」の場合の目安
<input type="checkbox"/> ア	標準報酬月額83万円以上	課税所得690万円以上
<input type="checkbox"/> イ	標準報酬月額53万円～79万円	課税所得380万円～690万円
<input type="checkbox"/> ウ	標準報酬月額28万円～50万円	課税所得145万円～380万円
<input type="checkbox"/> エ	標準報酬月額26万円以下	課税所得145万円未満等
<input type="checkbox"/> オ	Ⅱ 住民税非課税世帯	住民税非課税世帯
<input type="checkbox"/> カ	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)

69歳以下

	「健康保険・その他」の場合の目安	「国民健康保険」の場合の目安
<input type="checkbox"/> ア	標準報酬月額83万円以上	旧ただし書き所得901万円超
<input type="checkbox"/> イ	標準報酬月額53万円～79万円	旧ただし書き所得600万円～901万円
<input type="checkbox"/> ウ	標準報酬月額28万円～50万円	旧ただし書き所得210万円～600万円
<input type="checkbox"/> エ	標準報酬月額26万円以下	旧ただし書き所得210万円以下
<input type="checkbox"/> オ	住民税非課税者	住民税非課税者

厚生労働省・高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

【資料】 医療費助成制度

治療費コンシェルジュをご利用される前に、
できれば以降のページをご一読ください。
説明がわかりやすくなり、理解が深まります。

(2025年5月現在)

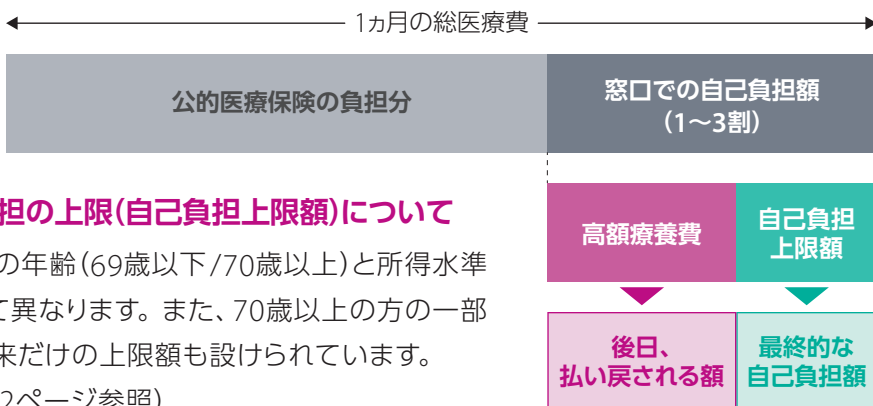
- 高額療養費制度…………… P.20
 - 患者さんの自己負担上限額(69歳以下)…………… P.21
 - 患者さんの自己負担上限額(70歳以上)…………… P.22
 - 申請と払い戻し…………… P.23
 - 補助する仕組み(同一人合算・世帯合算)…………… P.25
- 付加給付制度…………… P.27
- 医療費控除…………… P.29
- その他の医療費助成制度…………… P.30

高額療養費制度

医療機関に支払う自己負担額*1が、あらかじめ定められた自己負担の上限額を超えた場合、超えた分の払い戻しが受けられる制度です*2。

同じ月に1つの医療機関に支払った金額が対象になります。

*1 入院時の食費負担や差額ベッド代は含まれません。 *2 申請から払い戻しまでに、通常3カ月程度かかります。



自己負担の上限(自己負担上限額)について

申請者の年齢(69歳以下/70歳以上)と所得水準によって異なります。また、70歳以上の方の一部には外来だけの上限額も設けられています。(21~22ページ参照)

マイナ保険証の利用または「限度額適用認定証」の利用で窓口負担を軽減できます

高額療養費の払い戻しを受けるまで高い医療費を支払うのは、家計にとって大きな負担です。

マイナ保険証を利用する、または「限度額適用認定証」を事前に申請し交付を受けることで、窓口での支払額を自己負担上限額に減額できます。

※70歳以上の方で限度額適用認定証がなくても、窓口での支払額が自己負担上限額になる場合があります。所得区分で異なるため、ご加入の公的医療保険等にご確認ください。

※当面の支払いのための貸付制度があります。24ページをご参照ください。

健康保険限度額適用認定証	
平成 年 月 日発行	
記号	番号
被保険者 氏名	男女
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
適用対象者 氏名	男女
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住所	
発効年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	
所在地	
保険者	番号
支店	番号

お問い合わせ先: 加入する公的医療保険

高額療養費制度等についての最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

高額療養費制度の自己負担上限額

年齢や所得により異なります

<69歳以下の方の自己負担上限額>

所得区分		ひと月の自己負担上限額 (世帯ごと)	多数回(4回以上*) 該当の場合
ア	年収 約1,160万円～ 健保 標準報酬月額83万円以上 国保 旧ただし書き所得901万円超	252,600円 + (医療費－842,000) × 1%	140,100円
イ	年収 約770万円～約1,160万円 健保 標準報酬月額53万円～79万円 国保 旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400円 + (医療費－558,000) × 1%	93,000円
ウ	年収 約370万円～約770万円 健保 標準報酬月額28万円～50万円 国保 旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100円 + (医療費－267,000) × 1%	44,400円
エ	年収 ～約370万円 健保 標準報酬月額26万円以下 国保 旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

* 過去12か月以内

多数回該当：直近12か月以内に3回以上、自己負担上限額に達した場合は4回目から上限額が引き下げられます。
ただし、途中で加入する健保組合等が変わった場合は、その回数は通算されません。

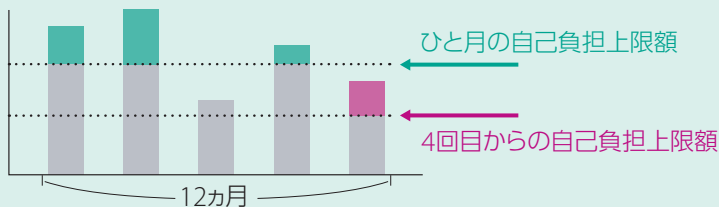
高額療養費制度等についての最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

<70歳以上の方の自己負担上限額>

所得区分		ひと月の自己負担上限額		多数回(4回以上 ^{*1}) 該当の場合
		外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯ごと)	
現役並み	年収 約1,160万円～ 標準報酬月額 83万円以上 課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1%		140,100円
	年収 約770万円～約1,160万円 標準報酬月額 53万円～79万円 課税所得 380万円～690万円	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1%		93,000円
	年収 約370万円～約770万円 標準報酬月額 28万円～50万円 課税所得 145万円～380万円	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1%		44,400円
一般	年収 156万円～約370万円 標準報酬月額 26万円以下 課税所得 145万円未満等	18,000円 (年間上限 ^{*2} 144,000円)	57,600円	44,400円 ^{*3}
住民税非課税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	多数回該当は 適用されません
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

*1 過去12か月以内 *2 8月1日～翌年7月31日の自己負担上限額です。

*3 外来(個人ごと)の場合は対象になりません。



ご家族の医療費が1年間で10万円を超える場合は…
確定申告で医療費控除を申請

29 ページへ

高額療養費制度の申請と払い戻し

3つの利用方法

①窓口でマイナ保険証を利用する **手続き不要**

医療機関や薬局の窓口*のカードリーダーでマイナ保険証を提示し、限度額情報の提供に同意してください。

* オンライン資格確認を導入している医療機関など



②窓口で資格確認書と 限度額適用認定証を提示する **事前の手続きが必要**

健保組合等から送られてきた資格確認書と限度額適用認定証を医療機関等の窓口に提示します。

高額な医療費が見込まれる場合は、限度額適用認定証を事前に取得しておきましょう。

資格確認証(イメージ)

〇 〇 都 道 府 県	有効期限	年 月 日
国 民 健 康 保 険	発行期日	年 月 日
資 格 確 認 書		
記号	番号	(枝番)
氏名	性別	
生年月日	年 月 日	負担割合
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		<input type="text"/>
交付者名		印

保険証の発行停止に伴う被保険者証明書です
保険者によって様式・発行形態が異なります

①または②のご利用で窓口での支払い額が
自己負担上限額になります。

③ 事後に手続きをする **申請後に払い戻し***

複数の医療機関を受診した場合、個々の医療機関では自己負担上限額以内でも、複数の医療機関の費用を合計すると超えることがあります。医療機関や薬局で通常の金額を支払い、後日、加入している公的医療保険に高額療養費の支給申請書を提出してください。

* 申請から払い戻しまでに、通常3ヵ月程度かかります。

厚生労働省、高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html
厚生労働省、マイナンバーカードの健康保険証利用について～医療機関・薬局で利用可能～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000577618.pdf>

当面の支払いのための貸付制度もあります

高額療養費の払い戻しを受けるまで、無利子で高額療養費支給見込額の8割相当額を貸し付ける「高額医療費貸付制度」もあります。加入している公的医療保険に申し込むことで、当面の医療費に充てる資金として利用できます。

※高額療養費の支給金額が決定し、給付金が貸付金の返済に充てられた後、残額が指定の口座に振り込まれます。決定された支給金額が貸付金より少ない場合は、返納していただくことになります。

お問い合わせ先: 加入する公的医療保険

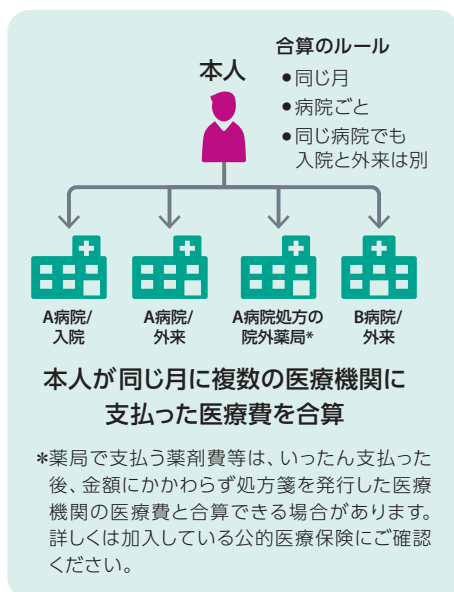
高額療養費制度を補助する仕組み

同一人合算

1つの医療機関等での自己負担では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担額を合算できます。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

※69歳以下の方は21,000円以上の自己負担額のみ合算できます。

※70歳以上の方は金額にかかわらず自己負担額を合算できます。

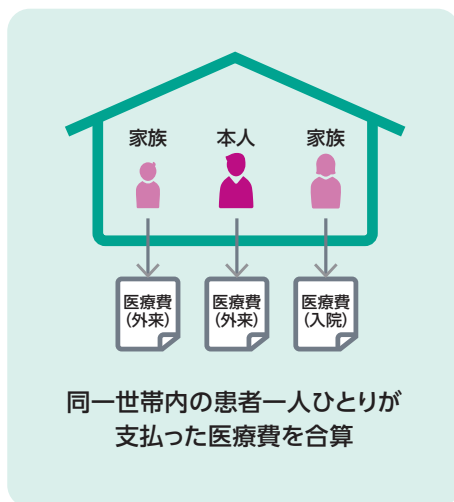


世帯合算

複数の受診や、同じ世帯にいる他の方(同じ公的医療保険に加入している方に限ります)が、窓口でそれぞれ支払った自己負担額を1ヵ月単位で合算できます。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

※69歳以下の方は21,000円以上の自己負担額のみ合算できます。

※70歳以上の方は金額にかかわらず自己負担額を合算できます。



制度の詳細についてはこちらをご覧ください。

厚生労働省、高額療養費制度を利用される皆さまへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/juuyou/kougakuiryou/index.html

払い戻し額の計算例





● 69歳以下、年収約370万～約770万円の世帯の場合(3割負担)

 夫 	医療費(例) 360,000円	自己負担額(3割) 108,000円
 妻 	医療費(例) 80,000円	自己負担額(3割) 24,000円
 	●夫婦の医療費合算 360,000円+80,000円=440,000円 ●夫婦の自己負担額合算 108,000円+24,000円=132,000円	

- この世帯の自己負担限度額(計算式21ページ)
 $80,100円 + (440,000円 - 267,000円) \times 1\% = 81,830円$
- 払い戻し額
 $132,000円 - 81,830円 = 50,170円$

※マイナ保険証の使用により、夫婦それぞれの窓口での支払いを自己負担上限額までにできます。
その場合、払い戻し額は上記の金額と異なります。

● 70歳以上、年収約156万円～約370万円の場合(2割負担)

 夫 	自己負担額(高額療養費を適用) 18,000円 他の医療機関での自己負担額(外来) 5,000円
 妻 	夫と同じ月の自己負担額(入院、高額療養費を適用) 57,600円

- 夫の医療費(外来)の払い戻し額
 $18,000円 + 5,000円 - 18,000円$ (外来の自己負担限度額) = 5,000円
- 夫と妻の医療費を合算した払い戻し額
 $18,000円 + 57,600円 - 57,600円$ (世帯の自己負担限度額) = 18,000円
- 払い戻し額
 $5,000円 + 18,000円 = 23,000円$

付加給付制度

組合健保などの独自の制度で、医療費の自己負担を軽くできる可能性があります

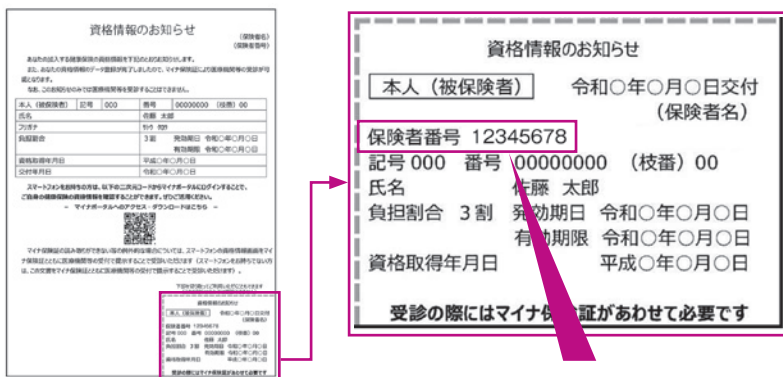
特定の企業の組合健保、公務員の共済組合などでは、独自の「付加給付」*1が設けられていることがあります。これは国が定める高額療養費制度よりも手厚い助成制度で、自己負担上限額がさらに低く設定*2されています。

☑️ まずは「保険者番号」の最初の2桁をチェック

保険者番号を確認する2つの方法

● 「資格情報のお知らせ」で確認する

「資格情報のお知らせ」*3は健康保険組合などからすべての加入者に送付されています。



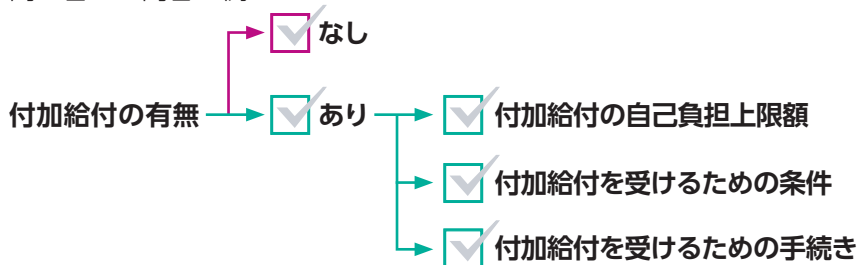
● 「マイナポータル」で確認する

健康保険証としてマイナンバーカードをご利用の方は、Webサイト「マイナポータル」にて保険情報が確認できます。マイナポータルにある「健康保険証」の「資格情報」内に保険者番号の記載があります。

- *1 「一部負担金払戻金」「療養費付加金」などとも呼ばれるため、ご自身の健康保険組合に付加給付制度があるかを確認しましょう。
- *2 各健康保険組合により異なりますが、厚生労働省の指導に基づき、自己負担上限額は一般的に1ヵ月25,000円です。
- *3 マイナンバーの取得の有無により、お知らせの内容は異なります。

- 最初の2桁が「06」「07」「31」「32」「33」「34」「63」の場合、付加給付が受けられる可能性があります。保険者名称欄にある組合健保や共済組合等に問い合わせましょう。

問い合わせ内容の例



ファセンラ以外の医療費を加えても、下記の金額におさまります

あなたの付加給付の自己負担上限額

約

円/月

ファセンラは4回目以降、8週(約2ヵ月)に1回の投与です

職域の国民健康保険組合の中には、付加給付と似た制度が利用できる場合もあります。詳細は国民健康保険組合の窓口でご確認ください。

- ※実際に窓口でお支払いいただく金額は、通院状況やファセンラの投与スケジュールにより変わってきます。
- ※初回から3回目の投与間隔は4週(約1ヵ月)、4回目以降は8週(約2ヵ月)に1回の投与となります。
- ※1ヵ月が5週ある月では、ファセンラでは、2回投与するケースがあり、上記とは異なる場合があります。

ご家族の医療費が1年間で10万円を超える場合は…
確定申告で医療費控除を申請

29 ページへ

医療費控除

所得控除を受けることができます

生計を^{いっ}にする家族の医療費が、1月から12月の1年間で10万円を超える場合には、確定申告を行うと、所得税の控除を受けることができます。

高額療養費の払い戻しについて

- 1 加入する公的医療保険から送られてくる「医療費通知」「医療費のお知らせ」などで、1年間に支払った医療費が控除の対象かどうかを確認
- 2 「確定申告書」や「医療費控除の明細書」を税務署の窓口、または国税庁のホームページから入手し、必要事項を記入
- 3 必要な書類を税務署に提出（通常は、2月16日から3月15日のあいだに確定申告書を提出、あるいは国税庁のホームページ[e-Tax]から送信）

約1ヵ月から1ヵ月半後、指定した振込口座に還付金が振り込まれます

<医療費控除額の計算方法>

$$\begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{控除額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{実際に1年間で} \\ \text{支払った医療費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right) - 10\text{万円}^* \\ \text{(最高200万円)} \qquad \qquad \qquad \text{※その年の総所得金額等が200万円未満の方は総所得金額等の5\%の金額}$$

<還付金のめやすの計算方法>

$$\text{還付される税金のめやす} = \text{医療費控除額} \times \text{所得税率}$$

国税庁. よくある税の質問～医療費を支払ったとき(医療費控除)～
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>

お問い合わせ先：最寄りの税務署

その他の医療費助成制度

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯のための制度です。毎年8月1日～翌年7月31日の1年間に支払った2つの保険の自己負担額を合算し、この制度の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額の払い戻しが受けられます。

お問い合わせ先：お住まいの市区町村

学生などへの医療費助成制度

大学などの学校では、独自に学生の医療費負担を補助する制度を設けている場合があります。指定病院があるなど、学校によって助成内容や申請方法が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：大学の学生課など

ひとり親家庭医療費助成制度

自治体によっては、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の方に医療費助成を行っている場合があります。自治体によって助成内容や申請方法が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：お住まいの市区町村

小児の医療費助成制度

保険診療の自己負担分を助成する制度や、負担額が一定額を超えた場合に払い戻しが受けられる制度などがあります。自治体によって助成内容や申請方法が異なりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先：お住まいの市区町村

他にも重度障がい者のための医療費助成制度や成人ぜん息患者医療費助成制度など、自治体ごとにさまざまな制度があります。制度の詳細や手続き等については、お住まいの自治体にお問い合わせください。

ファセンラの治療費を確認いただけるサービスをご用意しています。

スマートフォンで概算金額を確認したい方はコチラ

高額療養費シミュレーター

年齢、年収、医療費の自己負担割合などにお答えください。あなたのファセンラの治療費(概算)をご覧ください。



ご利用は
無料です


電話で専門の方から詳しい説明を聞きたい方はコチラ

治療費コンシェルジュ

治療費について詳しく知りたい方は治療費コンシェルジュをご利用ください。医療費助成制度を熟知した専門のコンシェルジュがご対応いたします。



ご相談は
無料です

 0120-228-356

受付時間：平日・土曜日 9:00～21:00

ファセンラ治療費コンシェルジュにおける個人情報のお取り扱いについて

個人情報の取得・管理は、コールセンターの運営を行うシミックヘルスケア・インスティテュート株式会社が行います。本コールセンターの利用においては、以下の個人情報をご提供いただく必要があります。

- 治療費の計算(概算)をするための情報 ※高額療養費の自己負担限度額は年齢や所得で決まります。
 - ① 年齢(69歳以下もしくは70歳以上) ② 所得区分(年収の目安)
- ご相談に対する回答や関連資料を郵送またはメールで送付するための連絡先
 - ① 氏名 ② 住所 ③ 電話番号 ④ メールアドレス

本コールセンターの運営者がこれらの個人情報を取得・管理することについて同意いただける場合のみ、本コールセンターをご利用ください。

- 利用目的
 - 医療費のご相談に対する回答作成
 - 回答内容・関連資料のご相談者への送付

同社は、個人情報の取り扱いに関してはプライバシーマークを取得しており取得した個人情報に関しては、個人情報保護法、及び同社とアストラゼネカ株式会社のプライバシーポリシー(<https://www.cmic-hci.com/privacy>)に基づき適切に管理します。

